

総務委員会報告資料

令和5年2月27日

報告事項件名	頁
1 区内刑法犯認知件数と今後の予定について	2
2 客引き行為等防止の取組みの周知について	9
3 個人向け防犯カメラ事業の調査結果及び検討状況について	11

(危機管理部)

総務委員会報告資料

令和5年2月27日

件名	区内刑法犯認知件数と今後の予定について				
所管部課名	危機管理部 危機管理課、犯罪抑止担当課				
内 容	1 令和4年（12月）の刑法犯認知件数 （1）区内の状況				
		12月中	4年累計	前年同期比	足立区の罪種別順 (4年累計・降順)
	合計	290	3664	+452	3位
	凶悪犯	2	26	+4	5位
	粗暴犯	23	329	+40	3位
	侵入窃盗	11	146	+31	1位
	非侵入窃盗	192	2344	+282	4位
	自転車(内数)	111	1059	+200	5位
	その他	62	819	+95	5位
	【目標値への指標：令和4年刑法犯認知件数 2,999 件】				
	目標値への指標	12月結果	指標との差		
累計(12月)	2988 件以下	3664 件	+676 件		
単月	249 件以下	290 件	+41 件		
（2）区内警察署別状況					
	足立区全体	千住署	西新井署	竹の塚署	綾瀬署
12月単月	290	38	84	74	94
令和4年	3664	526	1222	896	1020
令和3年	3212	475	1175	660	902
増減	+452	+51	+47	+236	+118
増減比	+14.1%	+10.7%	+4.0%	+35.8%	+13.1%

(3) 23区比較

	最下位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位
全刑法犯 (昨年同月)	新宿区 4820件 (4421件)	世田谷区 3676件 (3973件)	足立区 3664件 (3212件)	大田区 3654件 (3361件)	江戸川区 3605件 (3369件)	渋谷区 3024件 (2932件)	豊島区 3012件 (3191件)	練馬区 2901件 (2819件)
	1144	12	10	49	581	12	111	
自転車盗 (昨年同月)	世田谷区 1400件 (1421件)	江戸川区 1295件 (1145件)	大田区 1248件 (1139件)	練馬区 1062件 (1048件)	足立区 1059件 (859件)	板橋区 922件 (765件)	新宿区 915件 (913件)	中野区 827件 (659件)
	105	47	186	3	137	7	88	

※順位間の数値については、左右順位との差

(4) 分析概要

総件数：3664件、前年比：+452件、増減率：+14.1%

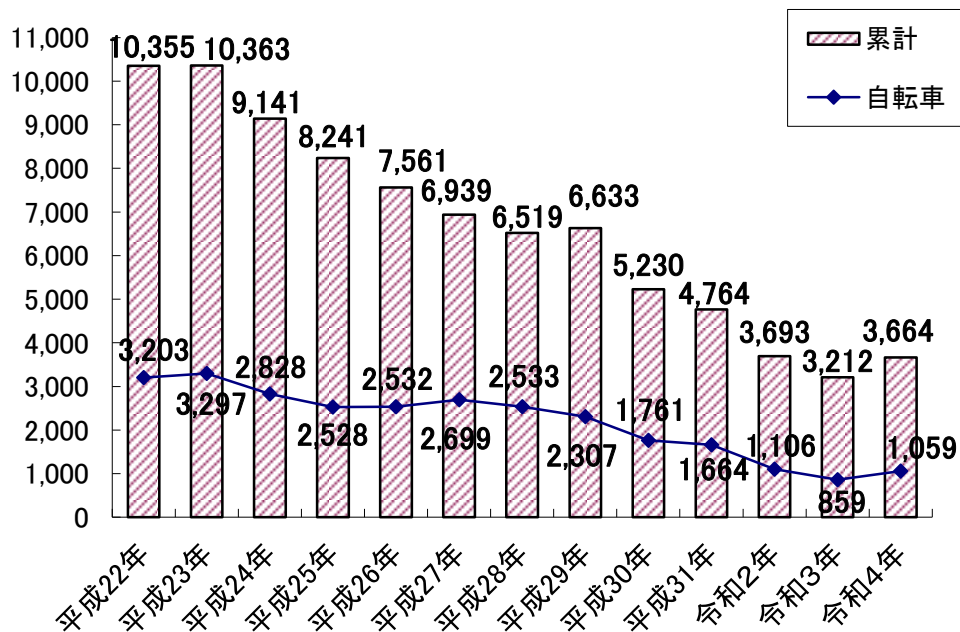
最下位（新宿区）との差 1144件

人口比：上位12位、面積比：上位7位

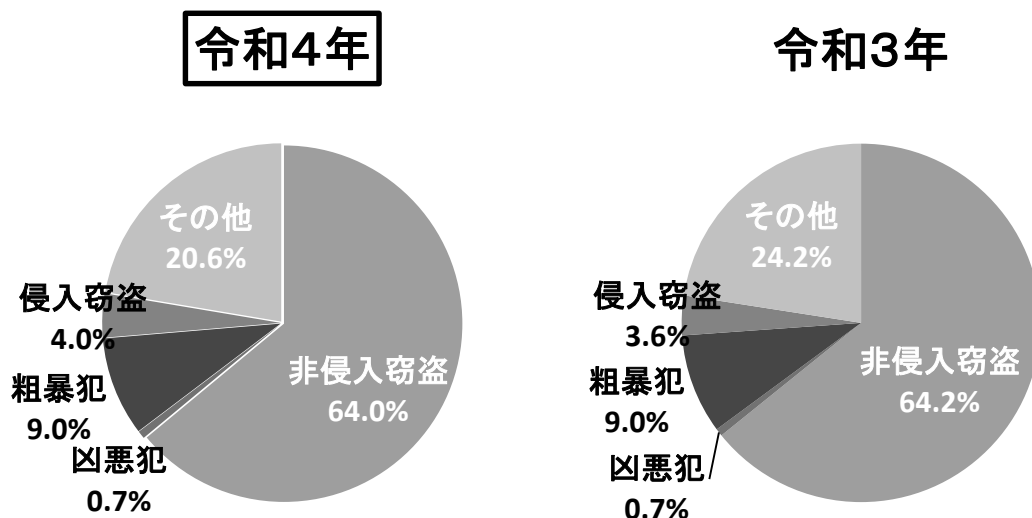
自転車盗：1059件、前年比：+200件、増減率：+23.3%

刑法犯認知件数に占める割合：28.9%（令和4年11月末28.1%）

(5) 刑法犯認知件数（12月末）に占める自転車盗難件数



(6) 刑法犯認知件数（12月末）における罪種別割合（小数点第一位まで表示）



(7) 特殊詐欺被害の認知状況

ア 都内の被害認知状況

12月末 件数 3,217件（前年同期比 -102件）
被害額 約67億7,740万円（前年同期比 +約1億5,590万円）

イ 足立区内の被害認知状況

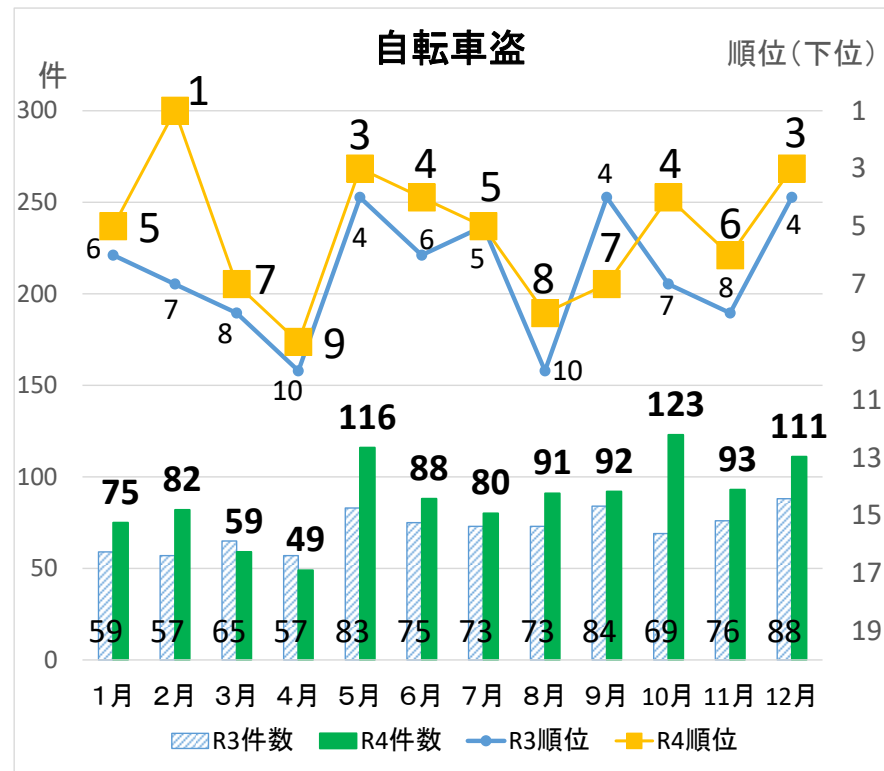
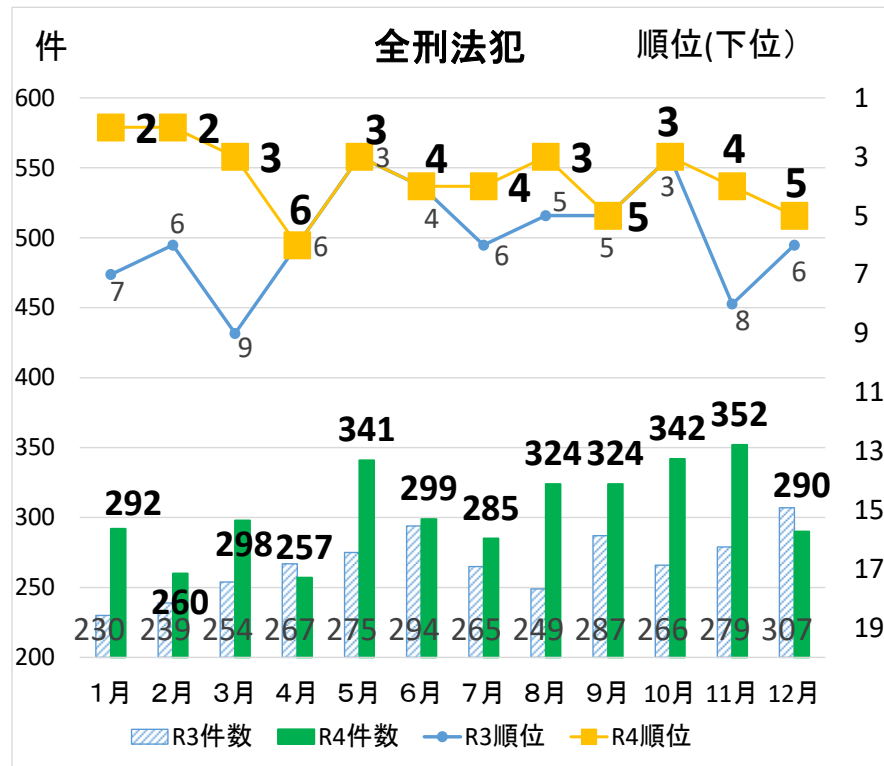
12月末 件数 127件（前年同期比 +34件）
被害額 約1億7,711万円（前年同期比 +約1,257万円）

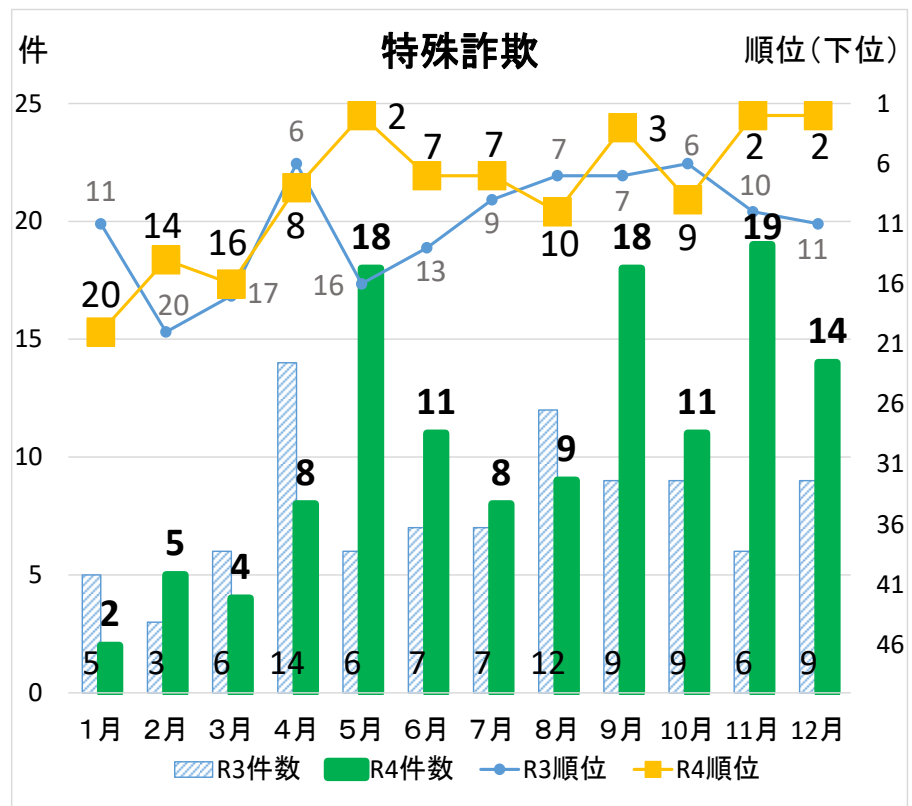
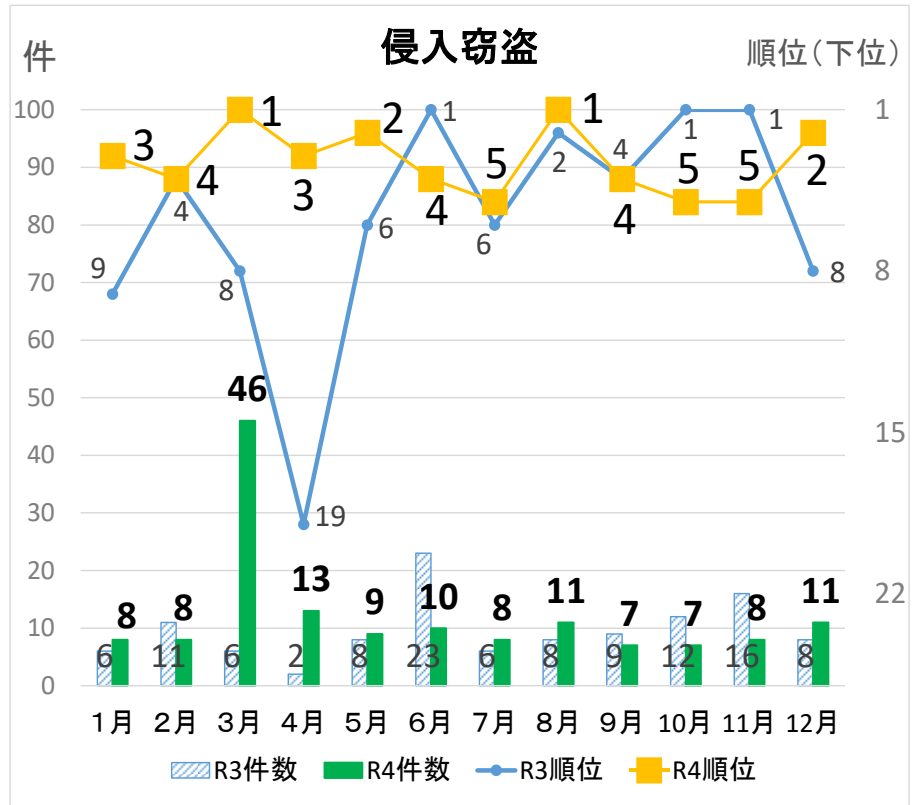
○内訳

	足立区全体	千住署	西新井署	竹の塚署	綾瀬署
発生件数	127	18	58	22	29
オレオレ詐欺	30	2	17	5	6
預貯金詐欺	56	8	28	9	11
架空請求詐欺	7	2	2	1	2
融資保証	0	0	0	0	0
還付金	20	3	8	5	4
詐欺盗	12	3	3	2	4
その他	2	0	0	0	2
被害額	17,711	2,360	6,083	3,607	5,661

※被害額単位は万円

(8) 各月ごとの犯罪認知件数及び順位 (23区降順)

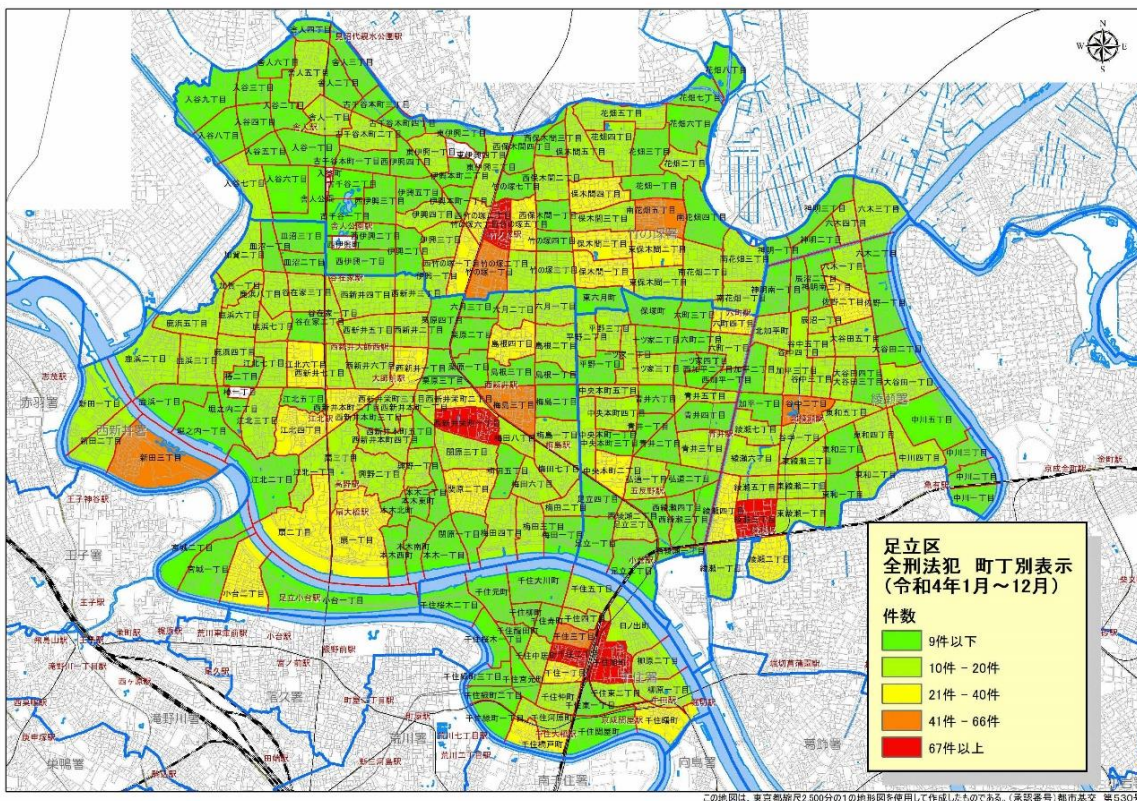




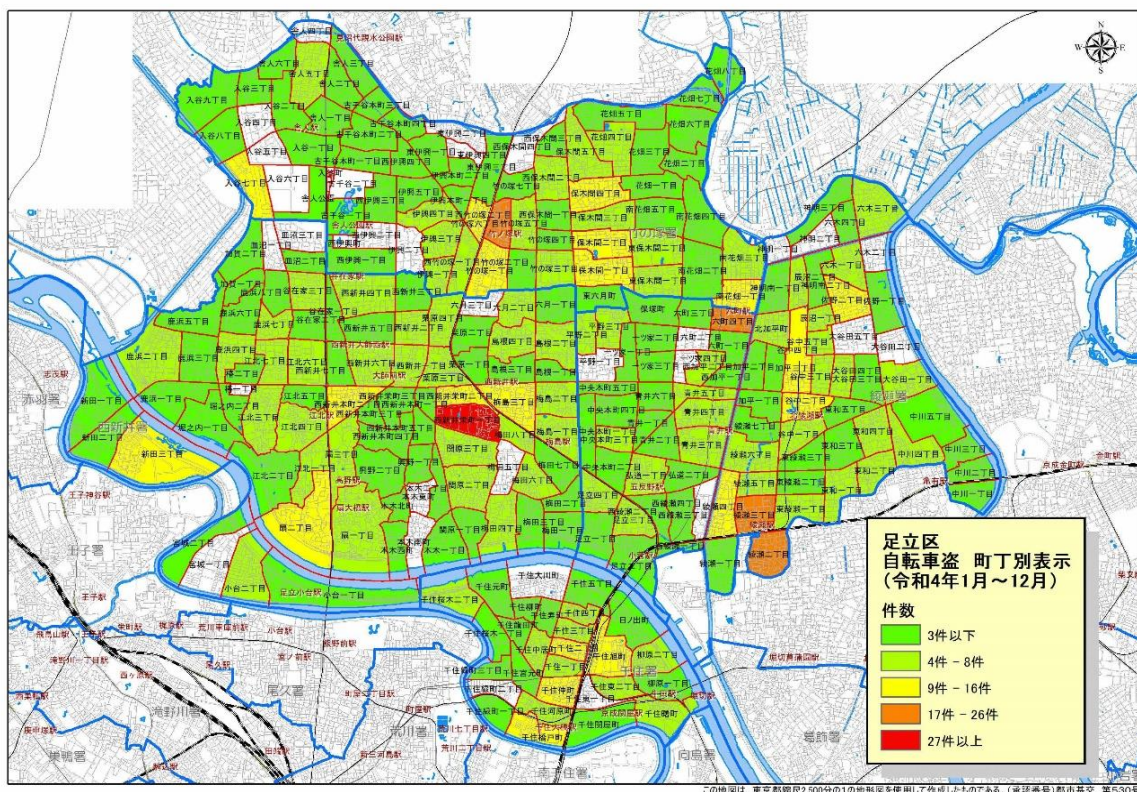
	<p>(9) 町丁別犯罪発生状況 ※ 別紙参照</p> <p>2 今後の予定</p> <p>(1) ビューティフル・ウィンドウズ運動推進戦略会議</p> <p>ア 実施日 令和5年3月22日(水)</p> <p>イ 内容 足立区と区内警察署による治安対策のため、「令和4年度第2回ビューティフル・ウィンドウズ運動推進戦略会議」を開催する。</p>
問題点 今後の方針	

町丁別犯罪発生状況

1 令和4年足立区内全刑法犯（12月末）



2 令和4年足立区内自転車盗（12月末）



総務委員会報告資料

令和5年2月27日

件名	客引き行為等防止の取組みの周知について
所管部課名	危機管理部 危機管理課
内容	<p>足立区客引き行為等の防止に関する条例(令和5年4月1日施行。以下、条例という。)施行に伴う取組みの周知について、次のとおり報告する。</p> <p>1 区民向け周知</p> <p>(1) あだち広報3月25日号(予定)</p> <p>(2) 関連団体とともに、竹ノ塚駅周辺にてチラシ配布(4月1日(土))</p> <p>(3) ペンタゴン作戦などの機会に、地元防犯協会や町会・自治会等とともに、防犯啓発と合わせてチラシを配布</p> <p>(4) 竹の塚周辺の商店街などの各店舗へもチラシの掲示を依頼</p> <p>(5) 各区民事務所及び地域学習センター、竹ノ塚駅、北千住駅、綾瀬駅でのチラシ配架及びポスター掲示(各駅は調整中)</p> <p>(6) 横断幕 区役所1階及びロータリー(歩道橋)、北千住駅西口ペDESTリアンデッキ</p> <p>(7) 懸垂幕 区役所前</p> <p>2 関連団体向け周知</p> <p>重点地区(案)である以下の団体に対して、客引き行為等防止の取組みの周知を行った。</p> <p>(1) 竹の塚エリア 湊江町会自治会連合会、足立区伊興区民事務所管内町会・自治会連絡協議会、竹の塚東口商店街振興組合、竹ノ塚飲食店組合、竹の塚駅前名店会、竹の塚防犯協会</p> <p>(2) 北千住エリア 常東地区町会・自治会連合会、千住本町五町会連絡会</p> <p>(3) 綾瀬エリア 綾瀬町会自治会連合会</p> <p>3 事業者向け周知(予定)</p> <p>(1) 重点地区(案)店舗向け説明会 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1～3号における「風俗営業」の許可を得ている店舗を対象に案内通知を発送し、以下のとおり説明会を実施する。</p>

	<p>ア 竹の塚エリア 3月6日(月) 竹の塚地域学習センター イ 北千住エリア 3月3日(金) シアター1010 ウ 綾瀬エリア 3月9日(木) 勤労福祉会館 ※ いずれも午後5時開始</p> <p>(2) 店舗向け個別周知 ア 3月中に、委託による重点地区(案)での実態調査に合わせて、対象となる飲食店等へのチラシ配布を実施 イ 4月1日(土)に、周知啓発セレモニー後、竹ノ塚駅周辺(主に赤山街道周辺)における客引き行為等が疑われる店舗を中心に個別周知を実施</p> <p>(3) 不動産関係団体向け周知 全日本不動産協会及び全国宅地建物取引業協会連合会が出席する連絡会にて周知 ※ 不動産契約等において、違反行為をしない旨を約させること、違反行為が行われた場合に当該契約を解除することができる旨を定めることなどを条例で規定(条例第13条、第15条、第16条)</p> <p>4 周知啓発セレモニーの実施(案)の変更について</p> <p>(1) 時間 【変更前】令和5年4月1日(土) 午後7時～午後8時 <u>【変更後】令和5年4月1日(土) 午後6時30分～午後7時30分</u></p> <p>(2) 内容 【変更前】区長等あいさつ、竹ノ塚駅前ロータリー練り歩き、啓発活動 <u>【変更後】区長等あいさつ、啓発活動</u></p>
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>引き続き、施行に向けた周知・準備等を遺漏なく進める。</p>

総務委員会報告資料

令和5年2月27日

件名	個人向け防犯カメラ事業の調査結果及び検討状況について						
所管部課名	危機管理部 危機管理課						
内容	<p>地域の防犯力向上を図るための個人向け防犯カメラ事業の調査結果及び検討状況について、次のとおり報告する。</p> <p>1 調査結果</p> <p>(1) 個人向け防犯カメラ事業を実施しているのは、23区中【港区】【荒川区】の2区のみであった。</p> <p>(2) 防犯カメラにかかる補助率等</p> <table border="1" data-bbox="454 694 1364 869"> <thead> <tr> <th></th> <th>港区</th> <th>荒川区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>補助率等</th> <td>1 / 2 上限10,000円</td> <td>1 / 2 上限20,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) いずれの区も、防犯カメラだけでなく、防犯性能の高い錠、防犯フィルム、センサー付ライトなど、多種多様な防犯物品等を対象としていた。</p> <p>2 上記2区の補助要件等（一部抜粋）</p> <p>(1) 5,000円以上の物品等であること。</p> <p>(2) 一世帯につき1回であること（ただし、7年を経過した場合はこの限りではない）。</p> <p>(3) 物品の購入・設置等は区内販売店等に限るものとする（AIを利用した特殊詐欺対策サービスへの加入を除く）。</p> <p>(4) 防犯カメラについて</p> <p>ア 防犯カメラを設置している旨を表示すること。</p> <p>イ 画像データについては、個人情報として、適正な管理をすること。</p> <p>ウ 画像データの保管期間は、画像データとして記録された日から7日以内とすること。</p> <p>エ 外部への防犯カメラの画像データの提供又は閲覧については、法令等に基づくとき又は捜査機関から犯罪捜査目的の公文書による照会を受けたときに限ること。</p> <p>3 検討状況</p> <p>(1) 既存の事業では対象外となっている個人に対する補助事業の新設を検討する。</p> <p>(2) 事業化にあたっては、港区及び荒川区を参考に、防犯カメラだけでなく、多種多様な防犯物品等を対象とする。</p>		港区	荒川区	補助率等	1 / 2 上限10,000円	1 / 2 上限20,000円
	港区	荒川区					
補助率等	1 / 2 上限10,000円	1 / 2 上限20,000円					
問題点 今後の方針	対象とする防犯物品等や補助率などの検討を進め、事業化を目指す。						